

大阪の最低賃金

936円

2018年10月1日(発効)から

時間給936円以上でない(高校生・再雇用も)

使用者は最低賃金法違反になります。

※最低賃金法違反は、2年間さかのぼって請求できます。

法律で定められた制度です。

パート・アルバイトも有給休暇をとれます!

6か月以上継続勤務し、きめられた労働日数の8割以上出勤すれば、所定労働日に応じて有給休暇が付与されます。その後は1年ごとに表のように付与されます。

■有給休暇の付与日数

週の所定労働日数	年間所定労働日数	勤続年数						
		6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年6ヶ月 以上
5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169~216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121~168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73~120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48~72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

育児介護休暇、産前産後休暇、生理休暇は非正規でも取得できます。

残業代割増は支払われます!

1日8時間、週40時間を超えたら、残業代(割増賃金)を支払わなくてはなりません。

通勤手当は正規と同一基準でもらえます!

非正規(有期雇用労働者)であることを理由に格差は禁止されています。

労働組合に入って、働きやすい職場にしよう。

● **労働相談** ● ひとりで悩まず今すぐご連絡を

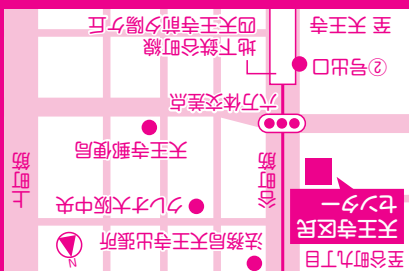
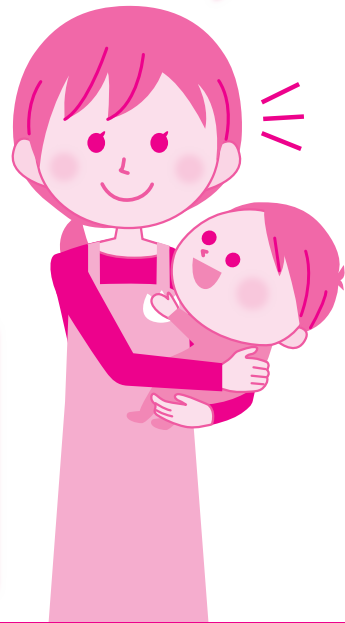
秘密厳守 相談無料 月~金10:00~18:00
おおさか労働相談センター
賃金、残業、解雇、休暇、保険など

0120-378-060

メールでの相談も受け付けています

▶ <http://www.osaka-rouren.gr.jp/soudan/>

非正規だからと
あきらめて
いませんか?



日時 **11月17日(土) 13時半~16時**

場所 **天王寺区民センター・ホール**

地下鉄谷町線「四天王寺前夕陽ヶ丘」
2号出口徒歩3分

主催：第22回/1・1・非常勤・N/1/1・派遣労働者のこと実行委員会
連絡先：大阪市北区錦町2-2 国労会館1階 大阪労連 Tel.06-6353-6421